



第3分科会

「大規模自然災害に対する防災、減災、法整備のあり方を考える」

司 会：児玉 紀子（新婦人）

千代崎一夫（新建）

助言者：中村八郎（NPO 法人「暮らしの安全安心サポーター」）

記録者：平野正一（自治労連）

参加者：42人

報告① ハザードマップづくり、防災カフェなど地域から防災を見直し 山崎泰子さん（新婦人島根県本部会長）

新婦人はハザードマップづくりでおしゃべり、防災カフェや地域のウォッチングなど、地域から防災を見直し、自治体へはたらきかけている。松江市の防災安全課に来てもらい「ママのための防災ミニ講座」に取り組んだ。市が配布している「ハザードマップ」を参考に、避難時のポイント、持ち出しグッズなどを紹介してくれ、避難する時にはベビーカーで避難しない方がいいことも話してもらった。

今回は、原発の避難については触れられなかった。松江市は、県都として唯一原発が立地していて、若いママたちの不安も大きいので、第2回目も計画する予定です。

報告② 長野・新潟県境地震の調査の成果、調査報告の普及について 寺崎紘一さん（新潟地学団体研究会）

3.11 東日本大震災の直後、3月12日に長野・新潟県境地震が発生した。県境の山間地域での被災は、復旧復興が困難だった側面はあるが、栄村の取り組みは、住民本位の取り組みとして、仮設住宅の建設がおこなわれた。

今回の震災での調査では、耐震設計を施した住宅でも、1、2度の緩い傾斜地の盛り土部分が崩れたことで地滑りが生じ、大きな被害となっていたことが特徴だった。こうした調査をまとめて本を出版し、地域住民の皆さんに報告会を行ってきた。

報告③ 生活再建支援法など大規模災害への防災、減災、法整備のあり方を考える 田中 尚さん（宮古市議）

東日本大震災被害から5年後の今年8月、台風10号による豪雨災害が発生した。宮古市としては、「被災者生活再建支援法」で支援対象にならない半壊・床上浸水の住宅被害者に支援金の支給を決定。全壊や解体、大規模半壊（床上浸水1m以上）の場合、「再建支援法」で基礎と加算の両支援金を支給。また、床上浸水についても1m未満の半壊、床上浸水世帯を対象にした。支給金額は複数世帯で20万円、単身世帯で15万円などとなり、市の独自負担は1425万円を見込んでいる。国には、使い道を規制されない自治体の裁量が保障される「交付金」を求める必要があるのではないか。

報告④ 熊本地震の災害調査、首都直下型地震に備えた取り組みについて 千代崎一夫さん（新建）

地震のデータは、わずか100年程度しかない。建物を作る上での基準で地域ごとの地震係数が示されている。しかし、地震が起きる確率とその規模は別もの。熊本の災害を調査してきたが、この問題が現れている。

東京では1971年の革新都政の時期に「震災予防条例」が制定された。そのまえがきには、東京は都市の安全性を欠いたまま都市形成を行ったため、地震災害等に対するもろさを内包しているとし、「地震は自然現象であるが、地震による災害の多くは人災であるといえる。したがって、人間の英知と技術と努力により、地震による災害を未然に防止し、被害を最小限に食い止めることができるはず」と記し

ている。この条例は、石原都政によって「震災対策条例」に格下げされ、「自助」「共助」「公助」のもとで防災を住民に押しつける思想が大きくなり、予算も減らされてきたが、こうした流れをいまこそ変えていく必要がある。

東京災対連と革新都政をつくる会による「関東大震災メモリアルシンポジウム 首都直下地震に備える 阪神淡路大震災・熊本地震に学ぶ」が9月27日に開催され68名が参加した。東京大学地震研究所の平田直・地震予知研究所センター長・教授の講演で、冒頭「南関東での大地震は必ず起きる。内閣府中央防災会議の想定では、南部直下地震の場合、死者は最大2万3000人、負傷者12万3000人、全壊・全焼失61万棟になるとされている。死因別では火災が1万6000人、建物倒壊6400人、2013年12月の首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告では、焼失棟数約43万棟と火災による死者1万6000人を電気関係の出火防止で約23万9000棟と約9000人に、それに初期消火をした場合に2万1000棟と約800人に減らすことができると試算されている。建物の耐震化が進めば全壊や倒壊による死者数を大幅に減らすことができる」と強調した。

消防団だけでなく、阪神淡路大震災以降生まれたボランティア団体やNPOへの啓蒙活動が有効であるという話も出された。具体的に講演を聞いて、大地震はどこでも起きるといふことと「耐震化等で被災はできる」といふことが確信になった。

中村八郎さん（助言者）

自治体は良くも悪くも横並びの考えがあることから、少しでも優れた取り組みなどは、周辺自治体に紹介して、いい方に合わせていくことが大切。

ハザードマップは完成すればおしまいではなく、ハザードマップが実態に合ったものか、適正かどうかの検証が大切。新婦人の取り組みはとても重要だ。3.11で津波による浸水被害は、ハザードマップの2倍になった。内容を厳しくチェックしていく必要があることから、専門家、行政任せにせず、地域ごとに活用できるものにしていきたい。

原発事故が発生して、避難計画を基に避難できる自治体はない。バスや車を配車して避難するなんて不可能な計画だ。実効性のある避難計画がつくれぬ以上、原発を稼働させるのは本末転倒だと言わざるを得ない。

液状化問題など、古い地図をもとに研究検討するか、ディベロッパーを信用してその土地やマンションを購入するしかない。液状化対策を法的に規制するなどの対策が必要ではないか。

山間部の地滑りなどは、山林の管理がされなくなってきたことも、問題の一つ。災害基本法が独立していて、何の方針もない状態だ。

東日本大震災時の千葉でも地域係数がやはり問題になった。災害救助法では救助方法が「現物給付」主義であり、いまの社会実態に合わないなどの問題や被災者生活支援法についての問題点も指摘。

< 討論 >

末延さん ハザードマップからリスクマップづくりが必要になってきている。

稲葉さん 昨年9月の水害でのとりくみ。被害の認定審査で諦めていた住民が、対市交渉など、サポートセンターの取り組みを情報発信していく中で、運動として広がりをつくり、半壊だと支援金が出ない状況を2次審査、3次審査と受け直す中で、認定変更されたケースが出てきた。国が動かない中で、県と市に独自の支援制度を設けさせるなど、サポートセンターの取り組みが認知されてきた。教訓は、被災者が自らの声を上げて、一緒に運動ができる環境をつくっていくことだ。

川后さん 広島集中豪雨災害で被災した3000世帯中800世帯は退去された。25基の砂防堤も作られたが、すべて完成するのに何十年もかかる。ハザードマップが作られたが、危険な赤いマークだらけだ。本来住むべきでない土地を造成して人が住んでしまったことが問題。災対連の運動や活動も、災害が起きてからではなく、災害が起こることを前提にした取り組みが求められてきているのではないか。

山下さん 災害の対応で大切なことは、外国人であっても、簡単でもいいから災害をなんとかして伝えられないかということ。現地調査に入ると、ひとこと英語で「逃げて」と言って欲しかったという話を聞く。避難訓練に参加してもらおうのも、困難だとは思いますが、避難訓練が大切だと言うことを伝える努力も行政サイド、自治会サイドでも考えていくことが必要だと思う。あと、耐震基準の見直しは必要になってくる。

横田さん 東日本大震災の経験からいくつかの問題を提起。仮設住宅などでも集落単位のコミュニティーを大切にすることや被災者の医療が自治体ごとに違うというのではなく、国としての制度化を求める。創造的復興といつて巨大な防波堤、集団移転の強制、メディカルバンクなどはやめさせたい。

藤倉さん 災害の総括を国や自治体ごとで行うべきだ。集団移転した場合、古い土地を棄捐し新しい土地購入した場合、プラスマイナスゼロになっても良いものだが、課税対象になってくる。これは、市町村にどれだけ抗議しても無駄で、国が制度の見直しをしなければ、是正されない仕組みだ。国の制度の見直しを求めていきたい。防災教育が重要。今まで地震の大きさより長さが語り伝えられてきたが、避難と津波の教訓を伝えられていなかった。

樽松さん 愛知は名古屋市を中心にゼロメートル地帯が広域にある。ここの地盤沈下予測はできるのか？知っている人がいたら教えて欲しい。

中山さん 一般的に、地下水に関わる地盤沈下は予測できる。地盤沈下量と水のくみ上げ量に相関関係があるから。ただ、地震による地殻変動による地盤沈下の予測は難しい。

寺崎さん 個人の家の沈下は地下水のくみ上げによることが多い。規制できないので、地下水に対する条例を整理する必要がある。地震による沈下は液状化が大きい。1962年新潟地震の時に地盤調査をやって、旧川道を埋め立てたところが地割れができ、液状化した。

田村さん 逃げるのが困難な、障害者や高齢者などの弱者対策ができていない。

中村さん すでに危険な場所に住んでしまった、新たな危険、規制が曖昧な点は確かに多い。そうこうしているうちに、被災してしまったというケースも。

災害救助法は、県や市町村にとって、とてもやっかい。申請しにくいケースなど何度も国から作成のやり直しを求められ、資料をそろえることを求められることになり、都道府県も「申請をやりたくない」状況に陥りがち。

災害支援法の制度の拡充を求めていくなど、課題は山積している。10万人以上の自治体には担当者を配置することになっているが、建築担当職員は配置しても、建築のプロではない。許認可の手続きの範囲。行政に建築のプロを育てさせることも必要になっている。

以上